平成２１年（フ）第３１７８号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目12番５―601号、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市深谷上４丁目３番９―945号
破産者　川田　隆宏
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
富山県南砺市福光6975番地
破産者　松村紀久雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７１号
山口市鋳銭司5914番地
破産者　岡本　　誠
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
宮崎県西都市大字鹿野田6249番地８、前住所宮崎市吉村町大田ケ島甲409番地３　サンライズ吉村Ⅱ305号
破産者　笠原　幸美
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第９３８号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目13―20阪急新仁川マンション418号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園六番町15番19―503号
破産者　竹中萬治郎
1　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午前10時30分
平成22年６月30日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９号
山形市南館３丁目６番16号、申立時住所山形県上山市矢来４丁目４番19号
破産者　山形県月の友の会上山店こと　小林　邦彦
1　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月９日午後２時
平成22年７月２日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１８１号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目11―10小西ハイツ南棟101号、住民票上の住所兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　松岡　俊介
1　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月９日午後２時
平成22年７月１日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２号
宮崎市佐土原町上田島1929番地25
破産者　竹田　順子
1　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月３日午前10時30分
平成22年７月２日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１１０号
京都市南区久世大藪町177番地　ライオンズマンション桂川久世210号室
破産者　富田道子こと　嚴　　順玉
1　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
2　一般調査期日　平成22年９月13日午前10時
平成22年７月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６４号
京都府宇治市木幡中村37番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅲ番館108号
破産者　中川　仁美
1　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
2　一般調査期日　平成22年９月22日午後１時30分
平成22年７月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
香川県さぬき市津田町津田990番地１
破産者　株式会社ハーティーファニー新松屋
1　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
2　一般調査期日　平成22年10月１日午前10時
平成22年７月２日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６５号
香川県高松市円座町979番地１
破産者　株式会社マージナル香川
1　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
2　一般調査期日　平成22年10月１日午前10時15分
平成22年７月２日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１６８９号
さいたま市桜区栄和３丁目10番14号
破産者　高田　　篤
1　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
2　一般調査期日　平成22年10月18日午前10時15分
平成22年６月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第８５３号
愛媛県松山市古川西２丁目３番18号　西沢ビル№.２―301号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市東野５丁目甲917番地２
破産者　株式会社システム・プロダクト
1　期日　平成22年９月16日午後１時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月２日　　松山地方裁判所

平成２０年（フ）第３１７号
愛知県豊田市十塚町３丁目36番地
破産者　株式会社石黒商店
1　期日　平成22年９月27日午後３時55分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６０１号
宮崎市江平東１丁目８番39号　宮崎ナガツマンション305号
破産者　春成　　緑（旧姓丸山）
異議申述期間　平成22年９月２日まで
平成22年７月２日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９８７９号
奈良県宇陀市榛原区赤埴1355番地
破産者　後藤　正芳
免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
平成22年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８０号
奈良県宇陀市榛原区赤埴1355番地
破産者　後藤　理恵
免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
平成22年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０号
沖縄県中頭郡北谷町北谷２丁目３番地６　カンションカナ105、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目18番８号
破産者　高森こと　下嶋　繁治
免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
平成22年７月２日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

免 責 決 定

平成１６年（モ）第１２００６号
（平成１６年（フ）第１００２号）
福岡市東区若宮４丁目７番33―302号、破産宣告時の住所福岡市東区若宮２丁目10番５号
破産者　緒方　吉朝
主文　破産者を免責する。
平成22年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部